



第5章 景観形成の整備方針と整備基準

第5章 景観形成の整備方針と整備基準

5.1 自然ゾーン

自然ゾーンの届出対象行為は、次のとおりとします。

建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが12mを超えるもの又は延べ面積が500㎡を超えるもの
	高さが12mを超える、又は延べ面積が500㎡を超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが12mを超えるもの
開発行為	新規の開発で、当該開発行為を行おうとする区域の面積が5ha以上であるもの

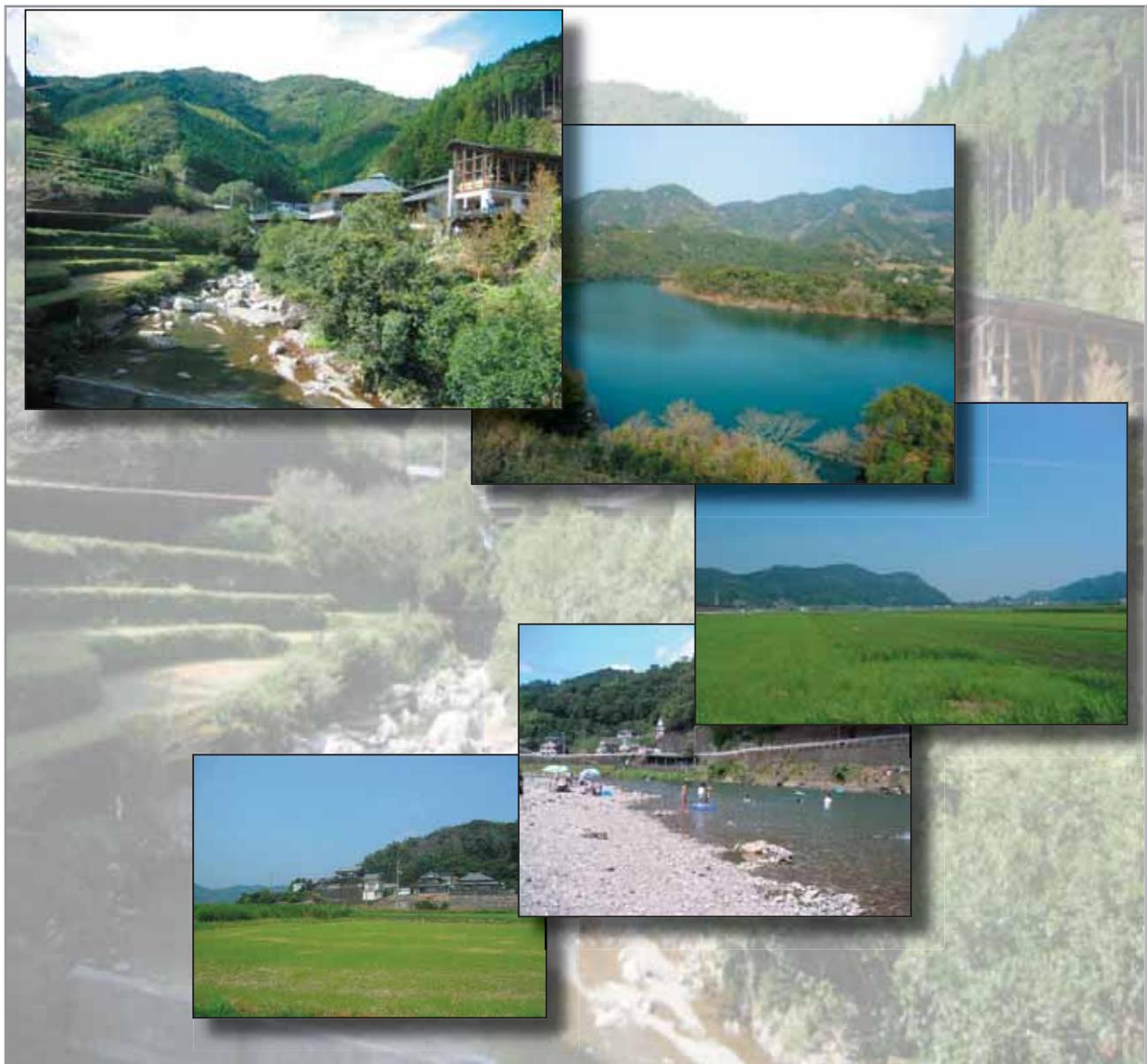




図 ソーニング (自然ゾーン)

5.1 自然ゾーン

5.1.1 建築物

(1) 整備方針

高さ

高さは、地形や集落のスケール感を逸脱するようなものは避ける

配置・緑化

敷地の公共空間側は、できる限りオープンスペースを確保する

建築物は、公共空間からの山なみや田園、海への眺望に配慮した配置とする

敷地は、道路との境界付近や建築物の周囲の緑化を積極的に行う

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

緑被面積は、緑被対象面積の50%以上とする



屋外広告物

屋外広告物は、地形や集落のスケール感を逸脱するようなものは避ける

屋外広告物の高さは、山なみやまちなみのスカイラインを乱さないよう配慮したものとする

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

屋外広告物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとし、周辺との調和に配慮したものとする

(2) 整備基準

整備基準は、以下のとおりとします。

項目	整備基準
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠 色彩	壁面の色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面面積の5%以下としてください
	色彩は、右ページのとおりであること



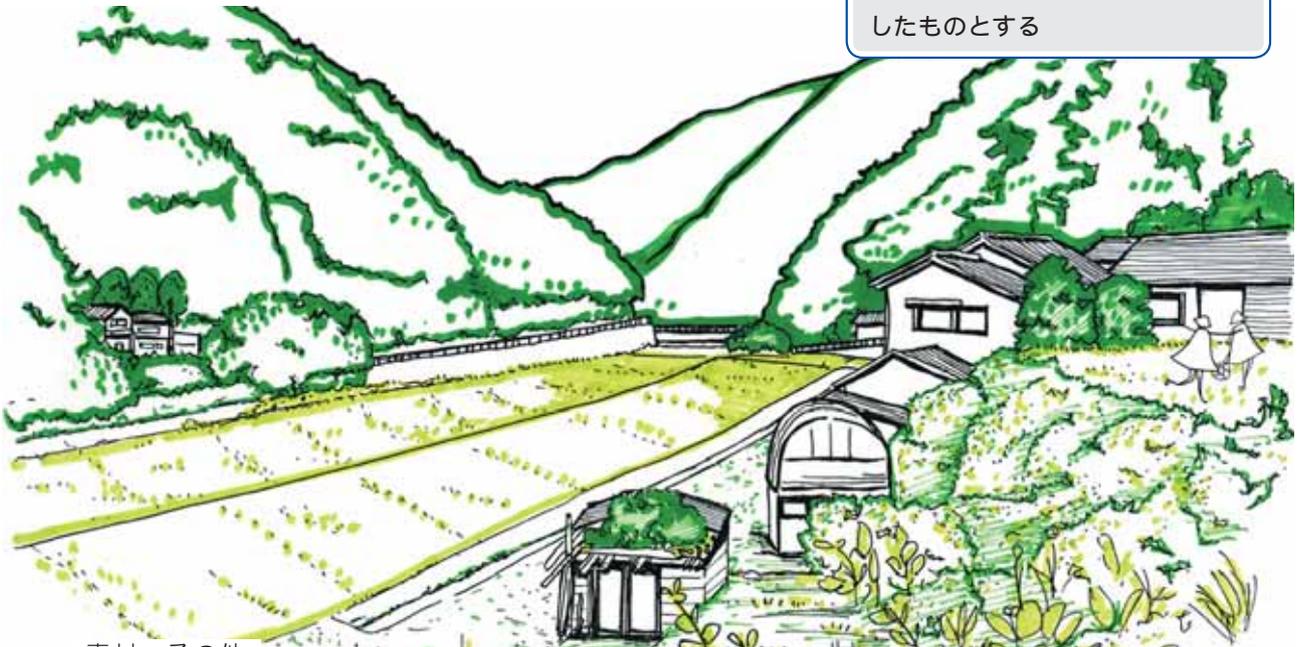
— 色彩・形態 —

建築物は、周辺の景観に調和するよう控えめで落ち着いた形態・意匠となるよう配慮したものとする

建築物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとし、周辺の色彩との調和に配慮したものとする

低層建築物の屋根は、勾配屋根とするなど風土に適した形態となるよう配慮したものとする

低層建築物の屋根の色は、伝統的な瓦などの無彩色や、明度・彩度の低い色に揃え、控えめで落ち着いたまちなみとなるよう配慮したものとする



— 素材・その他 —

使用する素材は、隣接する建築物や周辺と調和したものとする

建築物は地域の素材を活用することにより、高知らしさを表現する

ゴミ置き場や建築設備が、道路から直接見える場合は形態、色彩が建築物と一体となるよう配慮したものとする

道路境界のブロック塀は、できるだけ生垣に置き換えることにより、周囲の景観に配慮したものとする

ゴミ置き場や建築設備は、できる限り道路から直接見えないようにする

・色彩は、原則として以下のとおりとします。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。

- R（赤）、YR（橙）系は、6以下
- Y（黄）系は、4以下
- その他の色は、2以下

勾配屋根の色彩は、次のようにしてください。

- 彩度は、壁面と同じ
- 明度は、5以下

5.1 自然ゾーン

5.1.2 工作物

(1) 整備方針

配置・緑化

工作物の敷地を造成する場合は、樹木の伐採などを最小限にする

工作物の周囲は、できる限り緑化する

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

工作物の配置は、公共空間からの山なみや田園、海への眺望に配慮したものをとする

工作物の周囲は、できる限りオープンスペースを確保し、圧迫感を与えないよう配慮したものとす



屋外広告物

屋外広告物を掲出する以外の目的で設置される工作物には、原則として屋外広告物は掲出しない

モニュメント や壁画などは、場所柄を考えてふさわしい位置に設置する

屋外広告物は、周辺の景観を乱さないように配慮したものとす

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

(2) 整備基準

整備基準は、以下のとおりとします。

項目	整備基準	
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること	
形態意匠	色彩	色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面等面積の5%以下としてください
		色彩は、右ページのとおりであること
その他	鉄塔の色彩	他法令等で着色が義務づけられている場合を除き無彩色（亜鉛メッキ処理）



色彩・形態

工作物は、けばけばしい色を避け、周辺のまちなみと調和した色彩を使用する

工作物は、過激なデザインを避け、周辺のまちなみと調和したものとする

工作物は、地形や集落のスケール感を逸脱するようなものは避ける

工作物の形態は、遠方からの眺望や筆山・五台山や高知城など主要な場所からの眺望に配慮したものとする

建築物と工作物が隣接する場合は、工作物同士が隣接する場合には、相互の調和に配慮したものとする



素材・その他

工作物は、周辺のまちなみと調和した材料を使用する

・色彩は、原則として以下のとおりとします。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。

R（赤） YR（橙）系は、3以下

Y（黄）系は、2以下

その他の色は、1以下

5.1 自然ゾーン

5.1.3 開発行為

(1) 整備方針

配置・緑化

開発区域内に整備する緑地は、景観に配慮したものとす

開発区域内に新設する、よう壁等は、緑化を行うなど景観に配慮したものとす

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用す



(2) 整備基準

整備基準は、以下のとおりとします。

項目	整備基準
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること

素材・その他

高知市開発指導要綱等の基準に適合したものとする

電力柱・電話柱は、景観に配慮した配置とする



5.2 低層住宅ゾーン

低層住宅ゾーンの届出対象行為は、次のとおりとします。

建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の延べ面積が500㎡を超えるもの
	延べ面積が500㎡を超える建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが12mを超えるもの



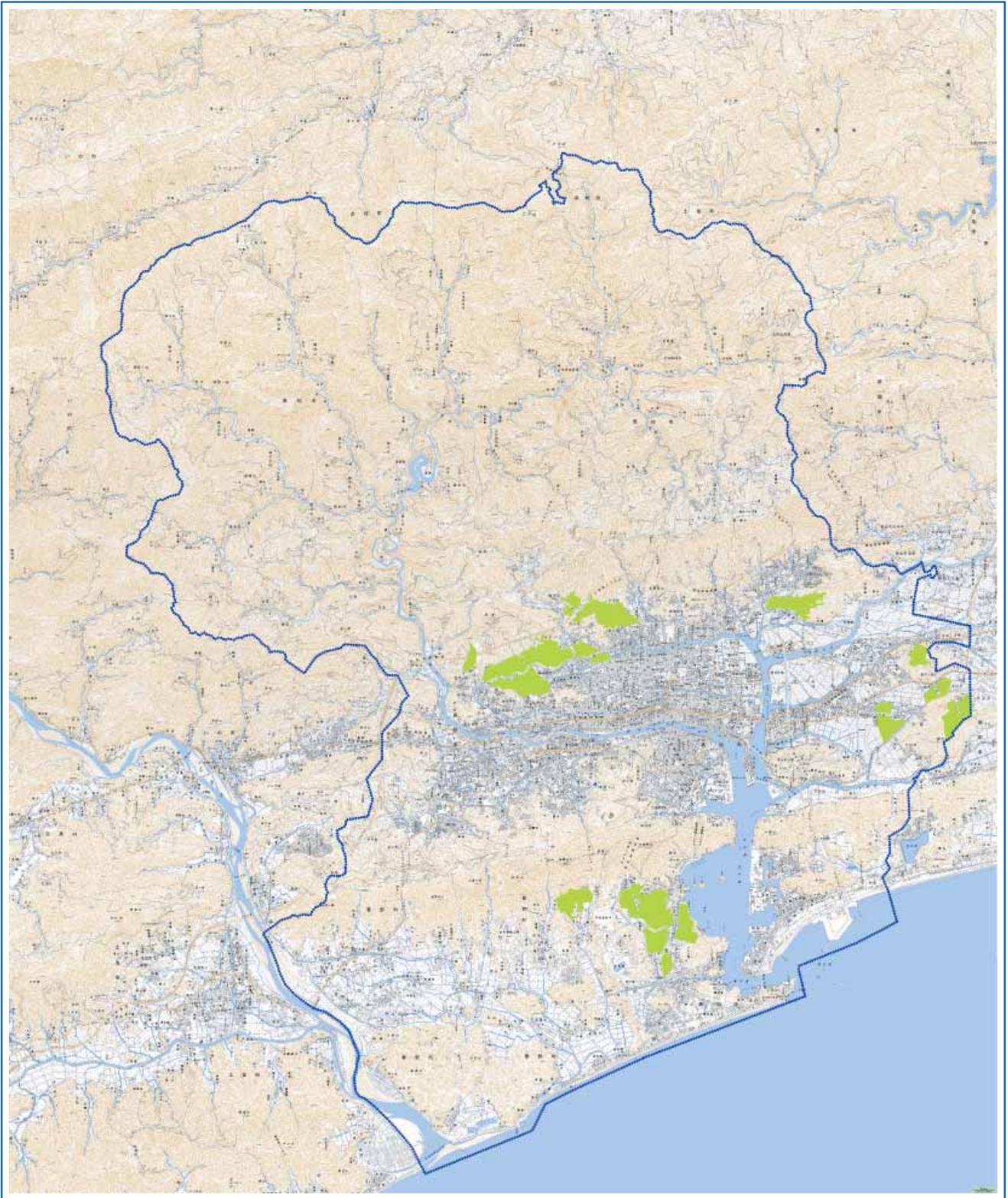


図 ソーニング（低層住宅ゾーン）

5.2 低層住宅ゾーン

5.2.1 建築物

(1) 整備方針

高さ

高さは、地形やまちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

配置・緑化

建築物は、周辺との調和のとれた配置とする

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

敷地は、道路との境界付近や建築物の周囲の緑化を積極的に行う

緑被面積は、緑被対象面積の50%以上とする



屋外広告物

屋外広告物は、まちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

屋外広告物の高さは、山なみやまちなみのスカイラインを乱さないよう配慮したものとする

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

屋外広告物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとして、周辺との調和に配慮したものとする

(2) 整備基準

整備基準は、以下のとおりとします。

項目	整備基準
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩
	壁面の色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面面積の5%以下としてください 色彩は、右ページのとおりでること



色彩・形態

建築物は、周辺の景観に調和するよう控えめで落ち着いた形態・意匠となるよう配慮したものとす

低層建築物の屋根の色は、伝統的な瓦などの無彩色や、明度・彩度の低い色に揃え、控えめで落ち着いたまちなみとなるよう配慮したものとす

建築物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとし、周辺の色彩との調和に配慮したものとす

低層建築物の屋根は、勾配屋根とするなど風土に適した形態となるよう配慮したものとす



素材・その他

使用する素材は、隣接する建築物や周辺と調和したものとす

建築物は地域の素材を活用することにより、高知らしさを表現す

ゴミ置き場や建築設備が、道路から直接見える場合は形態、色彩が建築物と一体となるよう配慮したものとす

道路境界のブロック塀は、できるだけ生垣に置き換えることにより、周囲の景観に配慮したものとす

ゴミ置き場や建築設備は、できる限り道路から直接見えないようにす

・色彩は、原則として以下のとおりとします。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。

- R（赤）、YR（橙）系は、6以下
- Y（黄）系は、4以下
- その他の色は、2以下

勾配屋根の色彩は、次のようにしてください。

- 彩度は、壁面と同じ
- 明度は、5以下

5.2 低層住宅ゾーン

5.2.2 工作物

(1) 整備方針

高さ

工作物は、主要な眺望点からの眺めを妨げないような高さとする

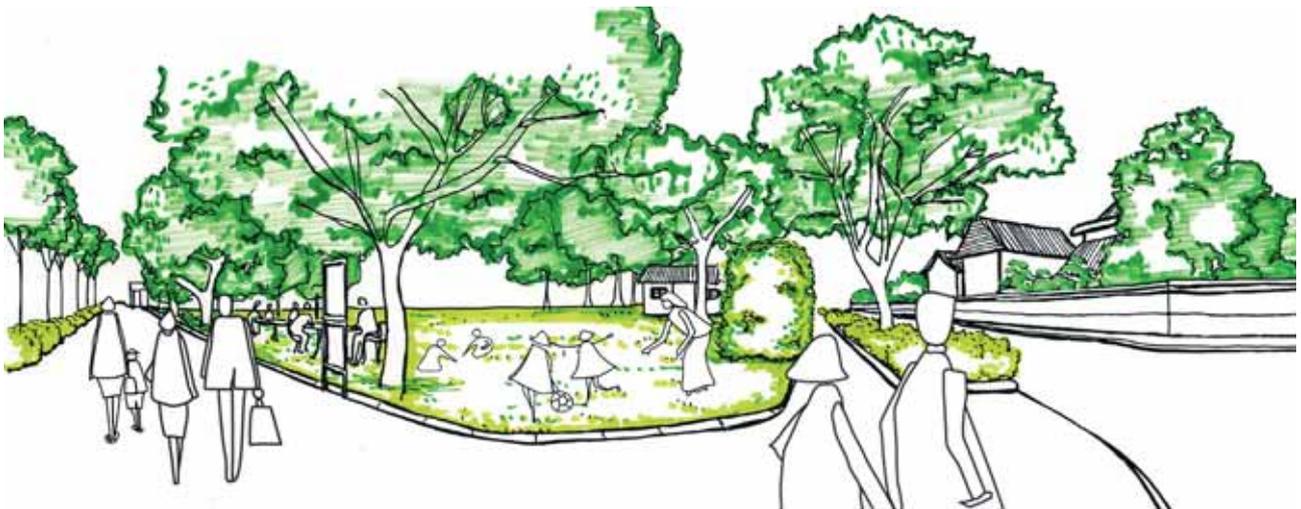
配置・緑化

工作物の配置は、公共空間からの山なみやシンボリックな建造物への眺望に配慮したものとする

工作物の周囲は、できる限り緑化する

工作物の周囲は、できる限りオープンスペースを確保し、圧迫感を与えないよう配慮したものとする

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する



屋外広告物

屋外広告物は、周辺の景観を乱さないように配慮したものとする

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

モニュメントや壁画などは、場所柄を考えてふさわしい位置に設置する

(2) 整備基準

整備基準は、以下のとおりとします。

項目	整備基準	
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること	
形態意匠	色彩	色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面等面積の5%以下としてください
		色彩は、右ページのとおりであること
その他	鉄塔の色彩	他法令等で着色が義務づけられている場合を除き無彩色（亜鉛メッキ処理）

色彩・形態

工作物は、けばけばしい色を避け、周辺のまちなみと調和した色彩を使用する

工作物は、過激なデザインを避け、周辺のまちなみと調和したものとする

工作物は、地形やまちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

工作物の形態は、遠方からの眺望や筆山・五台山や高知城など主要な場所からの眺望に配慮したものとする

建築物と工作物が隣接する場合や、工作物同士が隣接する場合には、相互の調和に配慮したものとする



素材・その他

工作物は、周辺のまちなみと調和した材料を使用する

・色彩は、原則として以下のとおりとします。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。

R（赤） Y R（橙）系は、3以下

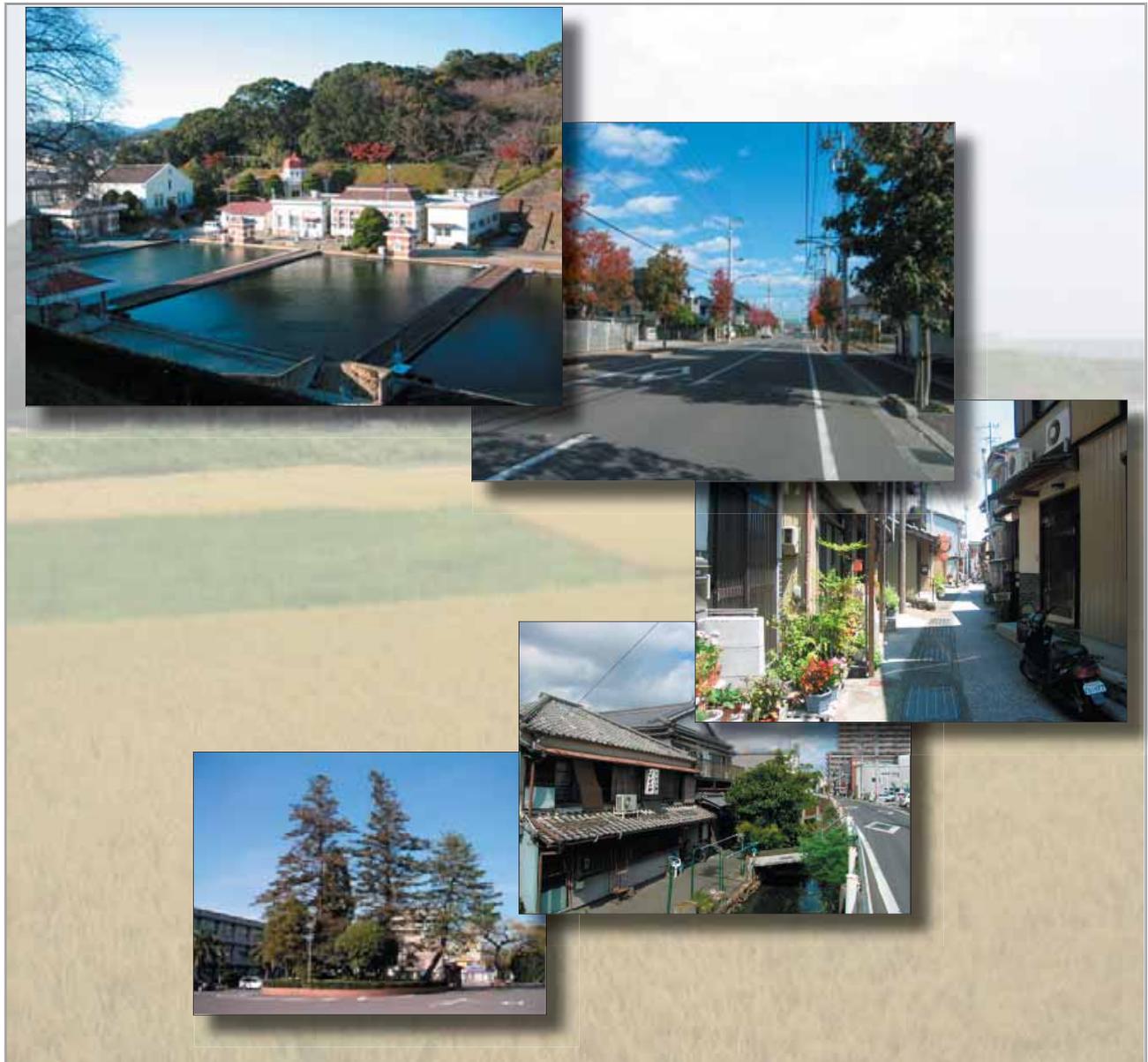
Y（黄）系は、2以下

その他の色は、1以下

5.3 周辺市街地ゾーン

周辺市街地ゾーンの届出対象行為は、次のとおりとします。

建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが15mを超えるもの、又は延べ面積が1500㎡を超えるもの
	高さが15mを超える、又は延べ面積が1500㎡を超える建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが15mを超えるもの



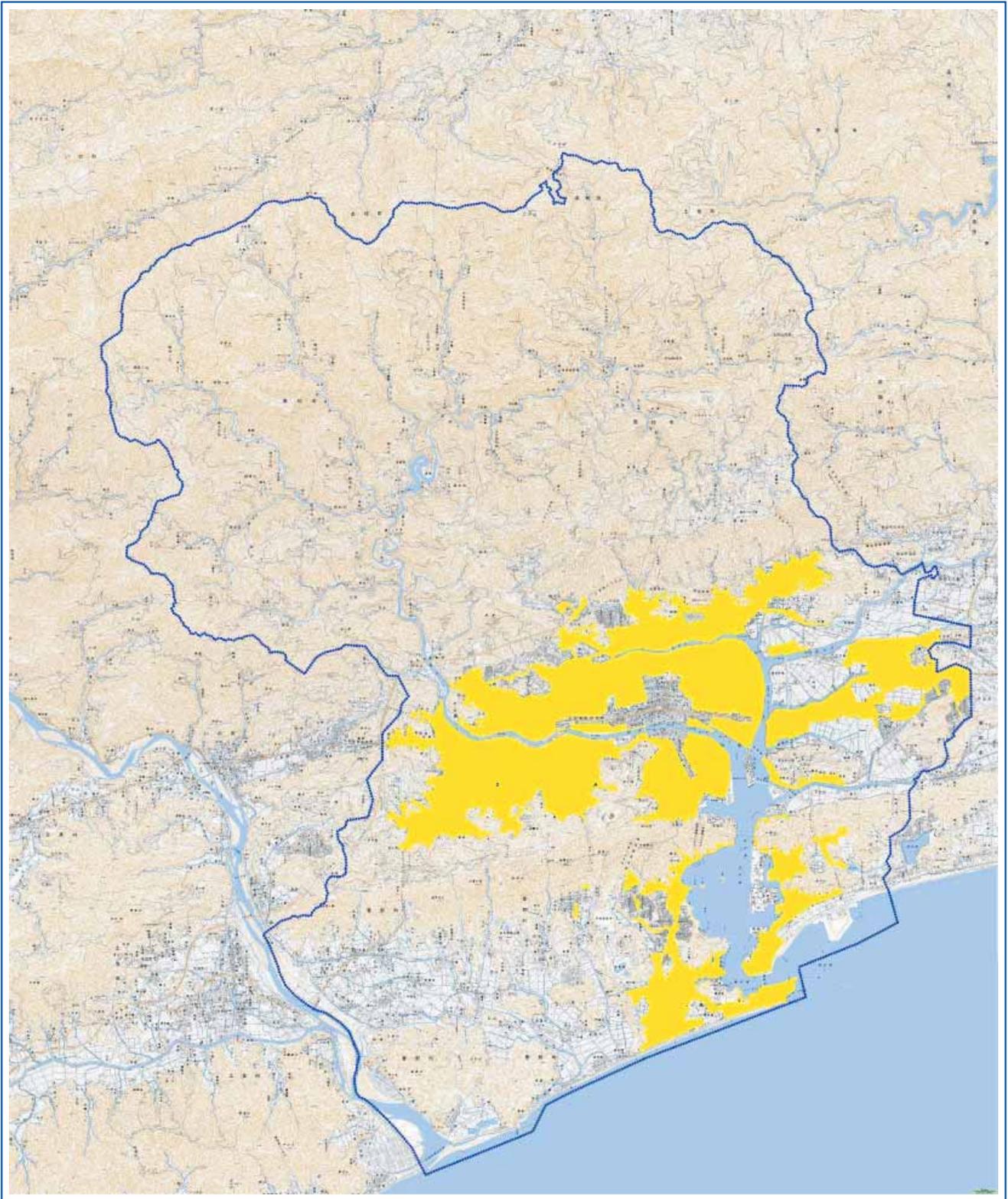


図 ソーニング（周辺市街地ゾーン）

5.3 周辺市街地ゾーン

5.3.1 建築物

(1) 整備方針

高さ

高さは、背景となる山なみのスカイラインを乱さないように配慮したものとす

高さは、周辺のまちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

配置・緑化

駐車場の入口は、道路の状況やまちなみの連続性に配慮したものとす

敷地の公共空間側は、できる限りオープンスペースを確保する

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

工場の周辺は、緩衝緑地を設けるなど、周辺環境に配慮したものとす

敷地は、道路との境界付近や建築物の周囲の緑化を積極的に行う

緑被面積は、緑被対象面積の50%以上とする

建築物は、公共空間からの山なみや田園、海、シンボリックな建造物への眺望に配慮したものとす



屋外広告物

屋外広告物は、まちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

屋外広告物の高さは、山なみやまちなみのスカイラインを乱さないよう配慮したものとす

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

屋外広告物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとして、周辺との調和に配慮したものとす

(2) 整備基準

整備基準は、以下のとおりとします。

項目	整備基準
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩
	壁面の色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面面積の5%以下としてください 色彩は、右ページのとおりであること



色彩・形態

建築物は、周辺の景観に調和するよう控えめで落ち着いた形態・意匠となるよう配慮したものとす

低層建築物の屋根の色は、伝統的な瓦などの無彩色や、明度・彩度の低い色に揃え、控えめで落ち着いたまちなみとなるよう配慮したものとす

建築物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとし、周辺の色彩との調和に配慮したものとす

低層建築物の屋根は、勾配屋根とするなど風土に適した形態となるよう配慮したものとす



素材・その他

使用する素材は、隣接する建築物や周辺と調和したものとす

ゴミ置き場や建築設備が、道路から直接見える場合は形態、色彩が建築物と一体となるよう配慮したものとす

建築物は地域の素材を活用することにより、高知らしさを表現す

道路境界のブロック塀は、できるだけ生垣に置き換えることにより、周囲の景観に配慮したものとす

公開空地には、樹木や街灯などを設置し、地域のコミュニティや魅力のある環境の創出に努める

ゴミ置き場や建築設備は、できる限り道路から直接見えないようにす

・色彩は、原則として以下のとおりとします。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。

R（赤）、YR（橙）系は、6以下

Y（黄）系は、4以下

その他の色は、2以下

勾配屋根の色彩は、次のようにしてください。

彩度は、壁面と同じ

明度は、5以下

5.3 周辺市街地ゾーン

5.3.2 工作物

(1) 整備方針

高さ

工作物は、主要な眺望点からの眺めを妨げないような高さとする

配置・緑化

工作物の配置は、公共空間からの山なみや海、シンボリックな建造物への眺望に配慮したものとする

工作物の周囲は、できる限りオープンスペースを確保し、圧迫感を与えないよう配慮したものとする

工作物の周囲は、できる限り緑化する

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する



屋外広告物

屋外広告物は、周辺の景観を乱さないように配慮したものとする

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

モニュメントや壁画などは、場所柄を考えてふさわしい位置に設置する

(2) 整備基準

整備基準は、以下のとおりとします。

項目	整備基準	
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること	
形態意匠	色彩	色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面等面積の5%以下としてください
		色彩は、右ページのとおりでること
その他	鉄塔の色彩	他法令等で着色が義務づけられている場合を除き無彩色（亜鉛メッキ処理）



色彩・形態

工作物は、けばけばしい色を避け、周辺のまちなみと調和した色彩を使用する

工作物は、過激なデザインを避け、周辺のまちなみと調和したものとする

工作物は、地形やまちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

工作物の形態は、遠方からの眺望や筆山・五台山や高知城など主要な場所からの眺望に配慮したものとする

建築物と工作物が隣接する場合や、工作物同士が隣接する場合には、相互の調和に配慮したものとする



素材・その他

周辺の自然景観、まちなみと調和した材料を使用する

・色彩は、原則として以下のとおりとします。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。

R（赤） YR（橙）系は、3以下

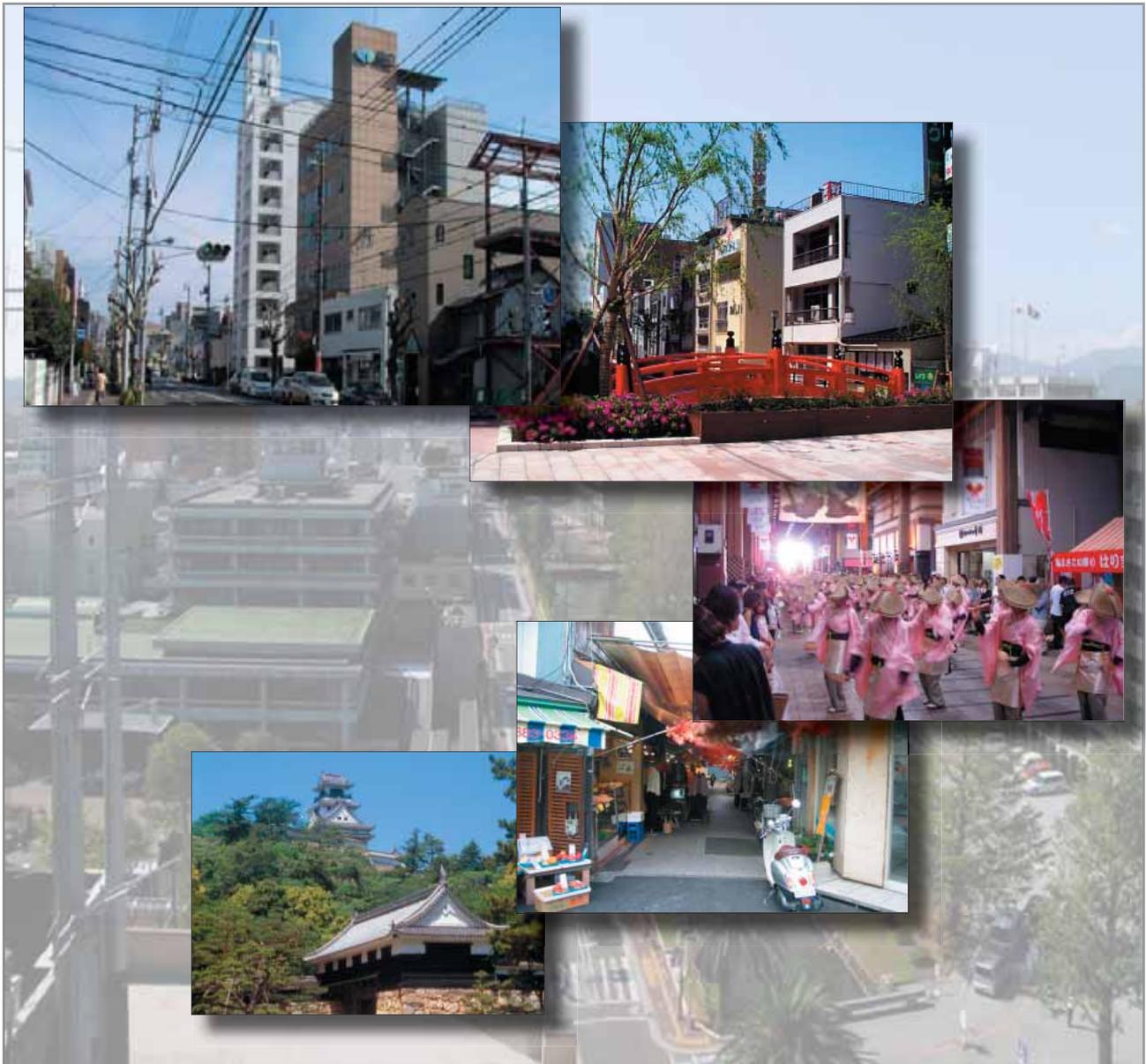
Y（黄）系は、2以下

その他の色は、1以下

5.4 都心ゾーン

都心ゾーンの届出対象行為は、次のとおりとします。

建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが20mを超えるもの、又は延べ面積が2000㎡を超えるもの
	高さが20mを超えるもの、又は延べ面積が2000㎡を超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替えまたは色彩の変更
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが15mを超えるもの



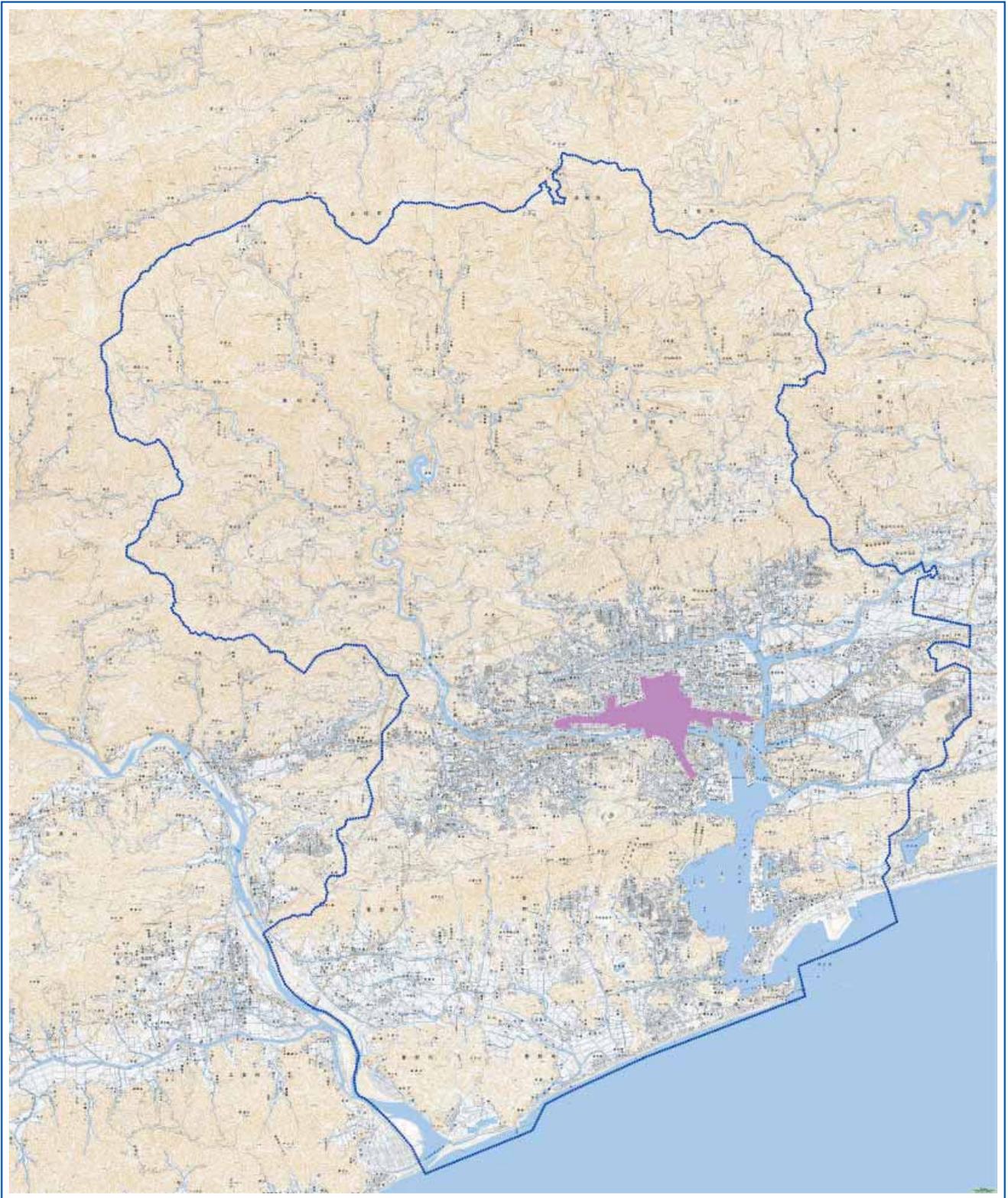


図 ソーニング（都心ゾーン）

5.4 都心ゾーン

5.4.1 建築物

(1) 整備方針(その1)

高さ

高さは、高知城からの眺望やシンボル性を阻害しないように努める



配置・緑化

建築物の屋上や壁面の緑化を積極的に行う

敷地は、道路との境界付近や建築物の周囲の緑化を積極的に行う

緑被面積は、緑被対象面積の50%以上とする

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

建築物は、公共空間からの山なみや高知城などのシンボリックな建築物への眺望に配慮した配置とする

(2) 整備基準

整備基準は、以下のとおりとします。

項目	整備基準
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩
	壁面の色彩は、ベースカラー(サブカラー)・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面面積の5%以下としてください 色彩は、右ページのとおりでること

色彩・形態①

建築物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとし、周辺の色彩との調和に配慮したものとする

高層建築物の上部は、高知の明るい日ざしや空にとけ込むよう、明度の高い色彩とする

低層建築物の屋根の色は、伝統的な瓦などの無彩色や、明度・彩度の低い色に揃え、控えめで落ち着いたまちなみとなるよう配慮したものとする



駐車場の入口は、道路の状況やまちなみの連続性に配慮したものとする

敷地の公共空間側は、できる限りオープンスペースを確保する

建築物は、周辺との調和のとれた配置とする

建築物には、駐輪場や駐車場を適切に配置する

建築物の壁面は、道路軸と平行になるよう努める

・色彩は、原則として以下のとおりとします。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。

R（赤）、YR（橙）系は、6以下

Y（黄）系は、4以下

その他の色は、2以下

勾配屋根の色彩は、次のようにしてください。

彩度は、壁面と同じ

明度は、5以下

5.4 都心ゾーン

5.4.1 建築物

(1) 整備方針(その2)

色彩・形態②

低層建築物の屋根は、勾配屋根とするなど風土に適した形態となるよう配慮したものとする

公開空地は、歩道との一体感に配慮し、歩行者が利用しやすい形態とする

建築物は、高知市の顔として中心市街地にふさわしい意匠・形態とする



屋外広告物

屋外広告物は、まちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

屋外広告物の高さは、山なみやまちなみのスカイラインを乱さないよう配慮したものとする

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

屋外広告物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとして、周辺との調和に配慮したものとする

(2) 整備基準(再掲)

整備基準は、以下のとおりとします。

項目	整備基準
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠 色彩	壁面の色彩は、ベースカラー(サブカラー)・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面面積の5%以下としてください
	色彩は、右ページのとおりでること

建築物の低層部は、道路などに対して開放的で疎外感のないデザインとなるように配慮したものとする

商店街では、閉店後の通りの風景を考慮し、シャッターやショーウィンドウに配慮したものとする



素材・その他

ゴミ置き場や建築設備が、道路から直接見える場合は形態、色彩が建築物と一体となるよう配慮したものとする

使用する素材は、隣接する建築物や周辺と調和したものとする

公開空地には、樹木や街灯などを設置し、地域のコミュニティや魅力のある環境の創出に努める

建築物は地域の素材を活用することにより、高知らしさを表現する

ゴミ置き場や建築設備は、できる限り道路から直接見えないようにする

・色彩は、原則として以下のとおりとします。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。

R（赤）、YR（橙）系は、6以下

Y（黄）系は、4以下

その他の色は、2以下

勾配屋根の色彩は、次のようにしてください。

彩度は、壁面と同じ

明度は、5以下

5.4 都心ゾーン

5.4.2 工作物

(1) 整備方針

高さ

工作物は、主要な眺望点からの眺めを妨げないような高さとする

配置・緑化

工作物の配置は、公共空間からの山なみやシンボリックな建造物への眺望に配慮したものとする

工作物の周囲は、できる限りオープンスペースを確保し、圧迫感を与えないよう配慮したものとする

工作物の周囲は、できる限り緑化する

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものとする



屋外広告物

屋外広告物は、周辺の景観を乱さないように配慮したものとする

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

モニュメントや壁画などは、場所柄を考えてふさわしい位置に設置する

(2) 整備基準

整備基準は、以下のとおりとします。

項目	整備基準
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面等面積の5%以下としてください
	色彩は、右ページのとおりであること
その他	鉄塔の色彩 他法令等で着色が義務づけられている場合を除き無彩色（亜鉛メッキ処理）

色彩・形態

工作物の形態は、遠方からの眺望や筆山・五台山や高知城など主要な場所からの眺望に配慮したものとする

工作物は、まちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

工作物は、過激なデザインを避け、周辺のまちなみと調和したものとする

工作物は、けばけばしい色を避け、周辺のまちなみと調和した色彩を使用する



素材・その他

周辺のまちなみと調和した材料を使用する

・色彩は、原則として以下のとおりとします。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。

R（赤）、Y R（橙）系は、3以下

Y（黄）系は、2以下

その他の色は、1以下

5.5 港湾ゾーン

都心ゾーンの届出対象行為は、次のとおりとします。

建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが15mを超えるもの、又は延べ面積1500㎡を超えるもの
	高さが15mを超える、又は延べ面積1500㎡を超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替えまたは色彩の変更
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが15mを超えるもの



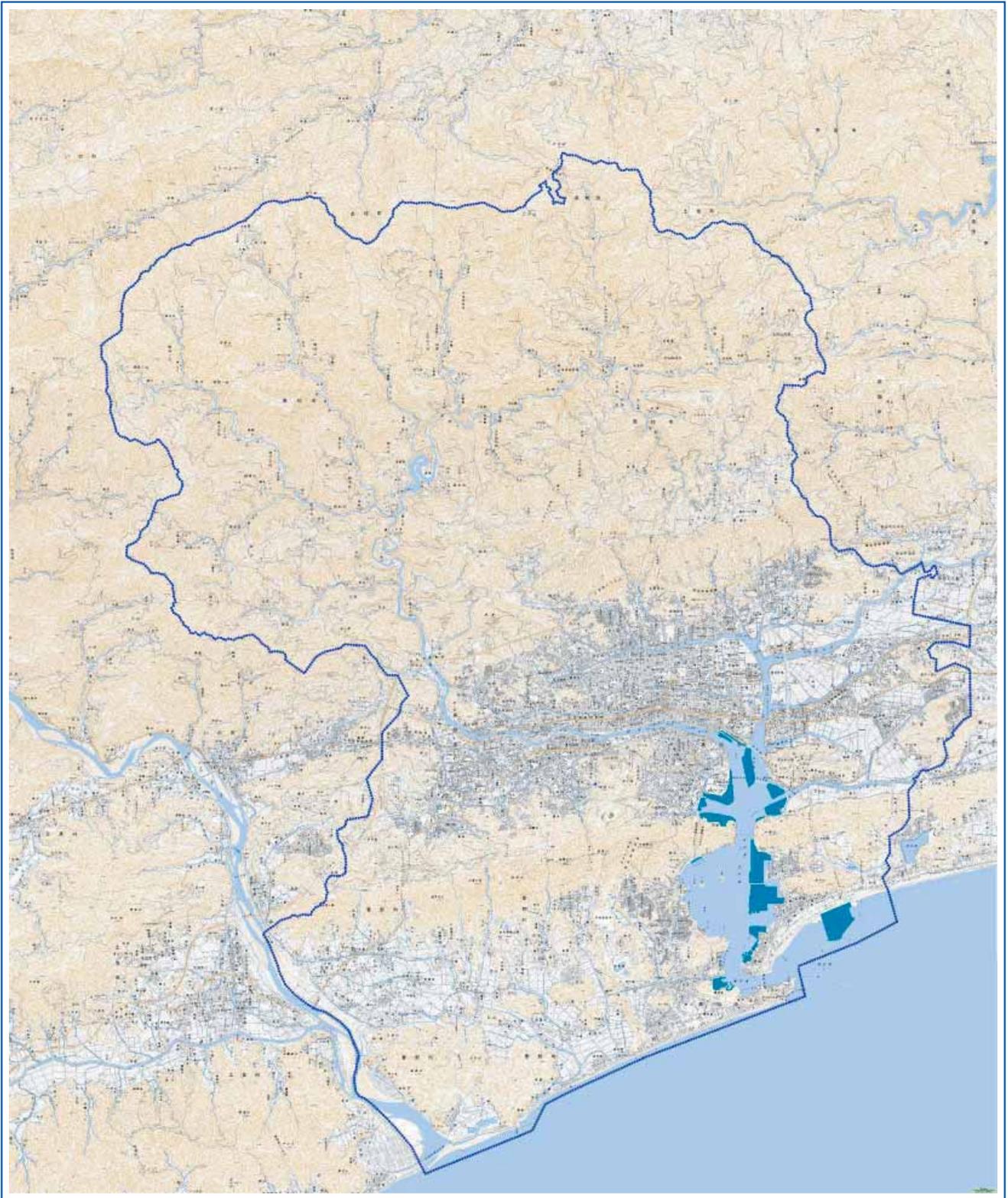


図 ソーニング (港湾ゾーン)

5.5 港湾ゾーン

5.5.1 建築物

(1) 整備方針

高さ

高さは、背景となる山なみのスカイラインを乱さないように配慮したものとす

配置・緑化

敷地の公共空間側には、できる限りオープンスペースを確保する

工場の周辺は、緩衝緑地を設けるなど、周辺環境に配慮したものとす

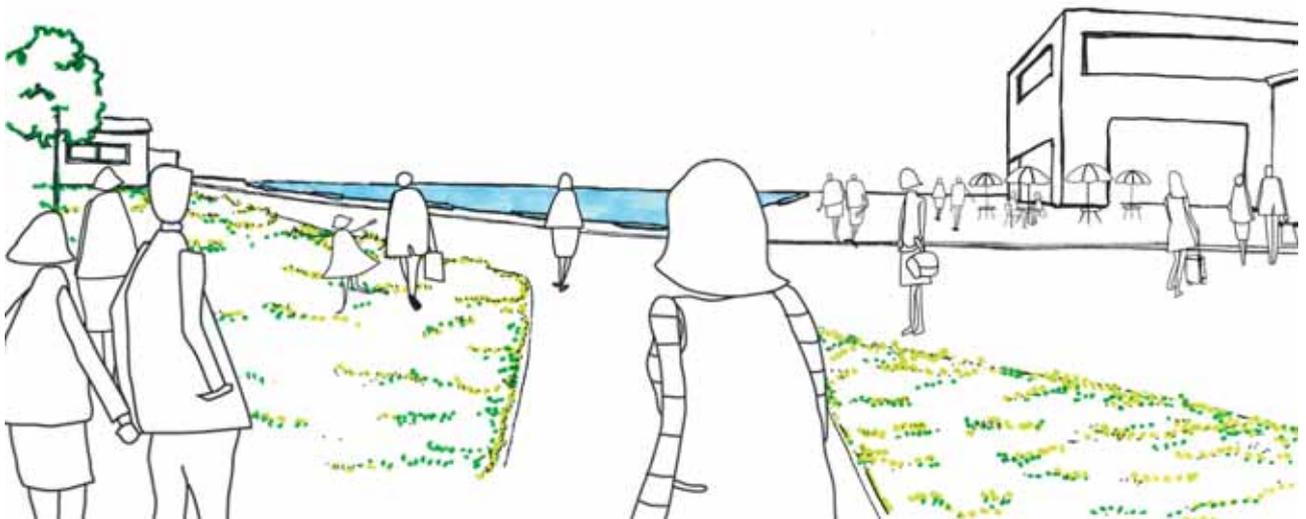
建築物は、公共空間からの山なみや海への眺望に配慮した配置とす

荷さばき場等は、直接道路から見えないように配慮したものとす

緑被面積は、緑被対象面積の50%以上とす

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

敷地は、道路との境界付近や建築物の周囲の緑化を積極的に行う



(2) 整備基準

整備基準は、以下のとおりとします。

項目	整備基準
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩
	壁面の色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面面積の5%以下としてください 色彩は、右ページのとおりでであること



色彩・形態

施設群全体が統一感のあるようにする

建築物は、海上や橋梁からの景観に配慮したものとし、地域全体の統一感を持たせる

建築物の色彩は全体として落ちつきのあるものとし、周辺の色彩との調和に配慮したものとす



屋外広告物

屋外広告物の高さは、山なみやまちなみのスカイラインを乱さないよう配慮したものとす

屋外広告物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとして、周辺との調和に配慮したものとす

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

屋外広告物は、道路や海からの眺望を妨げないように、配慮したものとす

・色彩は、原則として以下のとおりとします。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。

R（赤）、YR（橙）系は、6以下

Y（黄）系は、4以下

その他の色は、2以下

勾配屋根の色彩は、次のようにしてください。

彩度は、壁面と同じ

明度は、5以下

5.5 港湾ゾーン

5.5.2 工作物

(1) 整備方針

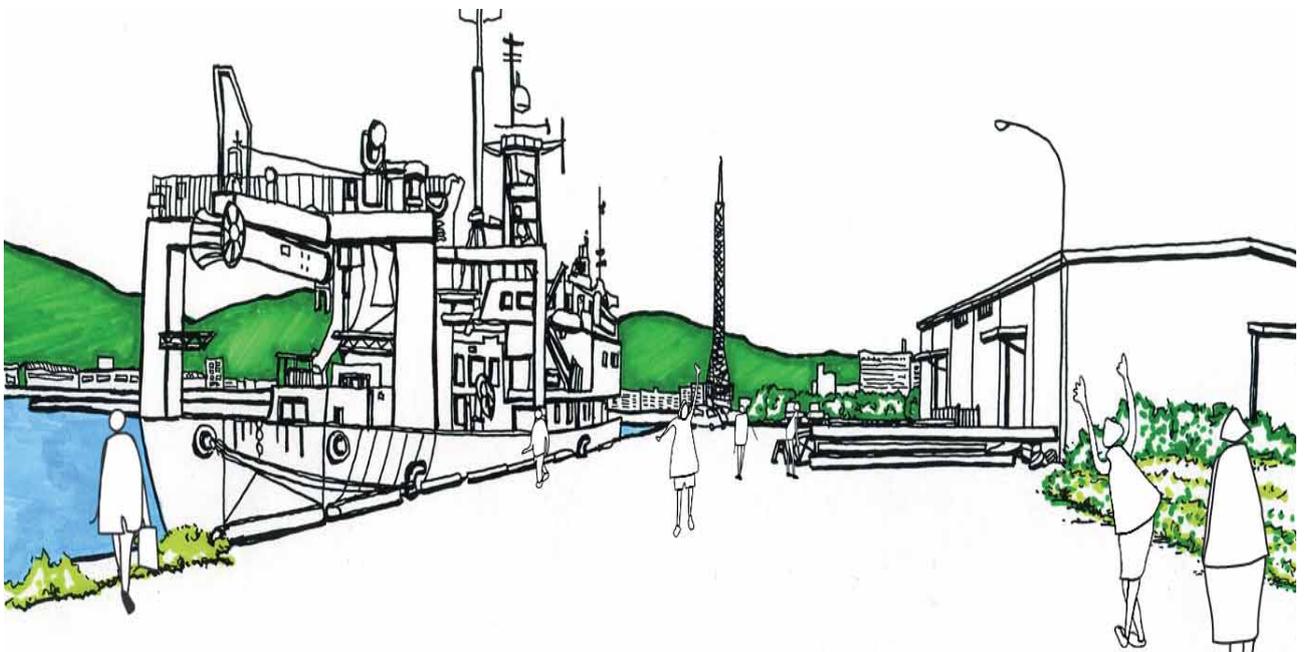
配置・緑化

工作物の配置は、公共空間からの山なみやシンボリックな建造物への眺望に配慮したものとする

工作物の周囲は、できる限りオープンスペースを確保し、圧迫感を与えないよう配慮したものとする

工作物の周囲は、できる限り緑化する

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものとする



屋外広告物

屋外広告物は、周辺の景観を乱さないように配慮したものとする

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

モニュメントや壁画などは、場所柄を考えてふさわしい位置に設置する

(2) 整備基準

整備基準は、以下のとおりとします。

項目	整備基準
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面等面積の5%以下としてください
	色彩は、右ページのとおりであること
その他	鉄塔の色彩 他法令等で着色が義務づけられている場合を除き無彩色（亜鉛メッキ処理）

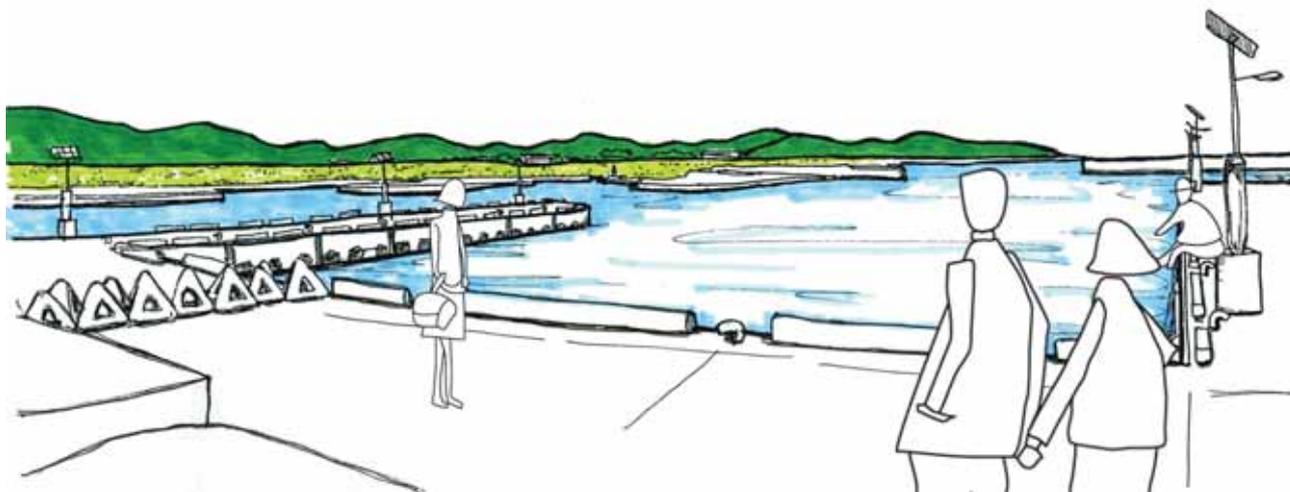
色彩・形態

工作物の形態は、遠方からの眺望や海上・橋梁など主要な場所からの眺望に配慮したものとする

工作物は、過激なデザインを避け、周辺のまちなみと調和したものとする

工作物は、けばけばしい色を避け、周辺のまちなみと調和した色彩を使用する

工作物は、まちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける



素材・その他

工作物は、周辺のまちなみと調和した材料を使用する

・色彩は、原則として以下のとおりとします。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。

R（赤）、Y R（橙）系は、3以下

Y（黄）系は、2以下

その他の色は、1以下

5.6 道路軸

道路軸の整備方針及び整備基準は、各ゾーンごとの届出対象行為に係る整備方針及び整備基準に追加されるものです。主要幹線道路に面している建築物及び工作物について、適用になります。



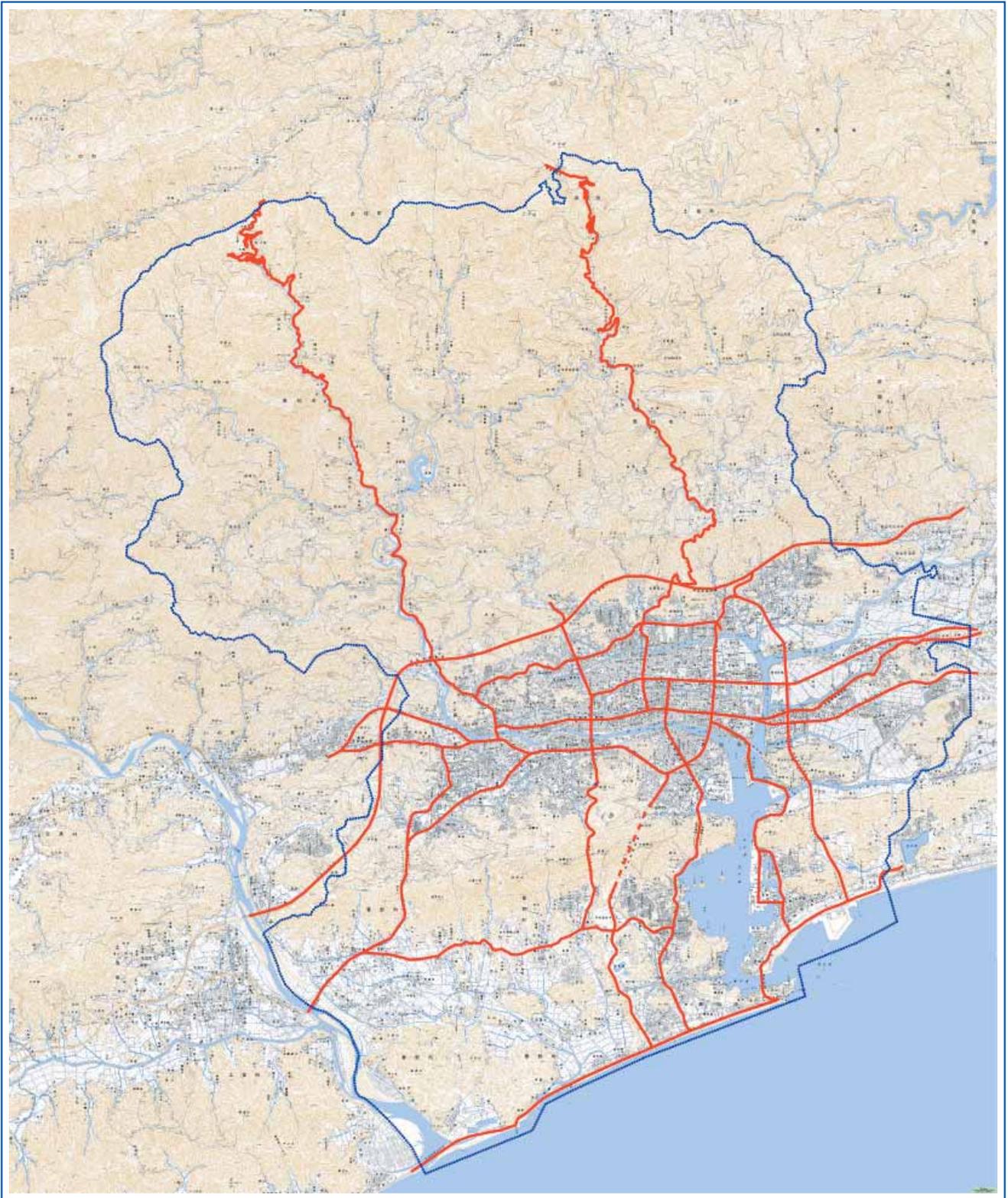


図 ソーニング（道路軸）

5.6 道路軸

5.6.1 建築物・工作物

(1) 整備方針

配置・緑化

建築物や工作物は、道路から山なみや田園、海並びにまちなみへの眺望に配慮した配置とする

建築物は、周辺の景観に調和した壁面の位置となるようにする

電力柱・電話柱は、景観に配慮した配置とする

建築物は、道路側に開放的なファサードを設ける



(2) 整備基準

整備基準は、ゾーンの整備基準のとおりです。

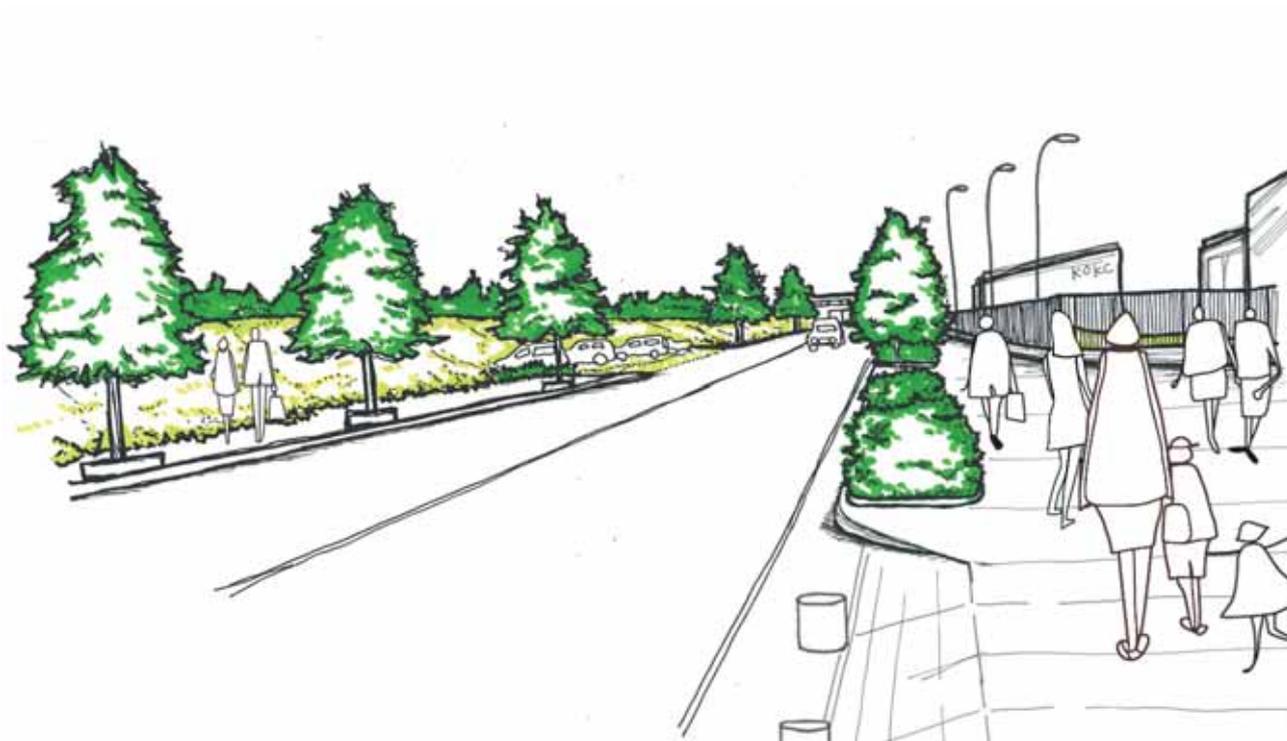


素材・その他

道路は、沿道の住民と一体となった美化活動により、環境を維持・保全する

色彩・形態

建築物や工作物は、道路から山なみ、まちなみへの眺望に配慮した色彩・形態とする



5.7 河川軸

河川軸の整備方針及び整備基準は、各ゾーンごとの届出対象行為に係る整備方針及び整備基準に追加されるものです。河川に面している建築物及び工作物については、適用になります。



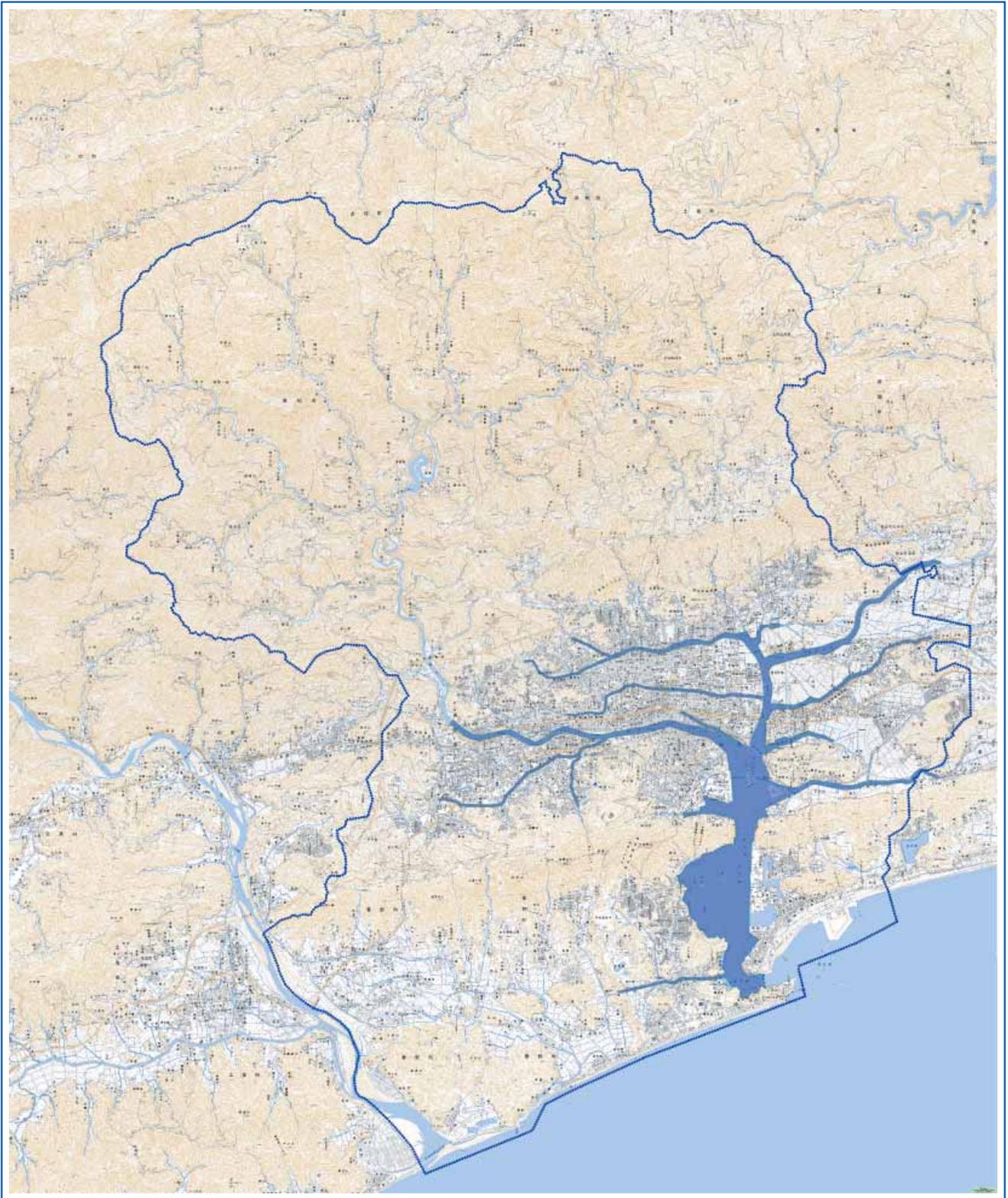


図 ソーニング（河川軸）

5.7 河川軸

5.7.1 建築物・工作物

(1) 整備方針

配置・緑化

河川側の敷地境界線から、できるだけ壁面の位置を後退させるようにする

河川及び堤から山なみ、まちなみへの眺望に配慮した配置とする

河川側の境界付近は、できる限り緑化する



屋外広告物

屋外広告物は、できる限り設置しないようにする

屋外広告物は、河川から山なみ、まちなみへの眺望に配慮した形態、色彩とする

(2) 整備基準

整備基準は、ゾーンの整備基準のとおりです。



色彩・形態

建築物は、河川側に開放的なファサードを設ける

建築物や工作物は、河川及び堤から山なみ、まちなみへの眺望に配慮した形態とする



素材・その他

敷地周辺は、できる限り生垣とする

河川敷は、地域住民と一体となった河川愛護活動により、環境を維持・保全する